

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名		身体障害者手帳の交付		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
				担当者名	石黒 清子	内線	2 6 8 5
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）			身体障害者手帳の交付				
事務事業の種類			○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度			● 昭和 ○ 平成 24 年度		根拠	身体障害者福祉法第 1 5 条	
終期設定			○ 有 ● 無 年度		法令等		
実施基準			● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系		分野	生涯健康都市[]				
		政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
		施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]				
目的	身体障害者福祉法で定められた障害の認定をされた者に身体障害者手帳の交付をする。 身体障害者に対して、相談・支援を行うとともに、これらの者に対する各種の援助措置等を受けるために必要であり、福祉の増進を図ることを目的とする。						
対象者等	身体障害者福祉法別表に掲げる障がいがあると認められた者 平成19年6月1日現在数：6，587人（18歳未満含） 肢体不自由：3,572人、内部障がい：1,959人、聴覚・言語機能障がい：552人、視覚障がい：504人、						
内容	〔身体障害者手帳区分〕（それぞれ程度によって、1～6級までの等級が定められている） 肢体不自由（1～6級） 視覚障がい（1～6級） 聴覚（2～4級、6級）又は平衡機能障がい（3～4級） 音声機能、言語機能又はそしゃく機能障がい（3～4級） 心臓、腎臓若しくは呼吸器、又はぼうこう直腸、若しくは小腸、若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい（1～4級） 〔手帳取得目的〕 ・手帳は、身体障がい者の日常生活の向上、福祉制度の利用及び移動の際に、経済的な負担を軽減をするために取得が必要である。ＪＲ線・連絡社線を利用する場合に、本人や介護人の運賃が割引になる。移動時介護が必要な重度障がい者を一種、それ以外を二種としており、一種と二種の区分がある。 〔手帳交付事務の流れ〕 交付申請は、本人及び家族が障害者福祉課（福祉事務所）に対して行う。 障害者福祉課は、東京都知事（東京都心身障害者福祉センター、更生相談所）に申請進達する。 東京都知事は、障がい程度を審査し、法別表に該当すると認められたときに、手帳を発行し、福祉事務所に送付する。 障害者福祉課は、本人に交付する。（申請から交付までに約1ヶ月半の時間を要する）						
経過	・憲法第13条（個人の尊厳）第14条（法の下での平等）及び第25条（国民の生存権、国の社会保障義務等に由来する）。 ・昭和24年公布され、施行は昭和25年4月1日 ・昭和59年「ぼうこう又は直腸機能障がい」が追加られ、昭和61年「小腸の機能障がい」が追加された。 ・平成10年1月「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい」が追加された。 ・平成14年4月障害再認定制度が実施された。（1年・3年・5年：見直し期間）						
必要性	身体障害者福祉法に基づく事務						
実施方法	（ ● 直営 ○ 一部委託 ○ 全部委託 ） （ 直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ）						

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額								
決算額（19年度は見込み）								
人件費					6,464	5,551		
【事務分担当】（%）					75	65		
合計（+）	0	0	0	0	6,464	5,551	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	6,464	5,551	0	
実績の推移	事項名							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
交付件数	639	669	570	794	701	798	172	
年度末手帳所持者数	5,273	5,454	5,754	6,035	6,197	6,587	6,587	(19.6.1)

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	認定者数	794	701	798	172	—	平成19年度は6月1日現在
	手帳所持者数	6,035	6,197	6,514	6,587	—	平成19年度は6月1日現在

（問題点・課題）	・地域の医師が指定医の認定申請をしていただくと、区民が利用しやすい。 ・近年、障がい者の高齢化、重度化しており、日常生活の支援が重要となっている。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	愛の手帳の交付		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
			担当者名	石黒 清子	内線	2 6 8 5
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	愛の手帳交付に関する事務					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	● 昭和 ○ 平成 42 年度		根拠	療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児156号）		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日民児精発第58号）		
実施基準	○ 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準			計画区分	○ 計画 ○ 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]				
目的	知的障がい者に一貫した相談・支援を行うとともに、これらの者に対する各種制度・援護措置を受けるために、愛の手帳を交付し、福祉の増進を図ることを目的としている。（法律ではなく、要綱で定められる。）国要綱では、「療育手帳」であるが、東京都では、「愛の手帳」という名称を用いている。					
対象者等	児童相談所及び東京都心身障害者福祉センター（更生相談所）において知的障がい者と判定した者 平成19年6月1日現在：857人（18歳未満含） 1度：37人 2度：221人 3度：237人 4度：362人					
内容	〔手帳区分〕（知的障がいの程度によって、1～4度まで定められている） ・区分は、1度：最重度、2度：重度、3度：中度、4度：軽度となっている。 〔手帳取得目的〕 ・手帳は、知的障がい者の日常生活の向上、福祉制度の利用及び経済的な負担軽減等、自立と社会参加への援助を受けるために取得する。 〔手帳交付事務の流れ〕 交付申請は本人又は保護者が、直接、東京都へ行う。（18歳未満は、北児童相談所へ、18歳以上は、東京都心身障害者福祉センターへ申請する）北児童相談所又は東京都心身障害者福祉センターは、面接検査を行い、障害程度を判定する。区は、交付状況について、東京都知事から連絡を受ける。区は、本人及び保護者へ来庁依頼の通知文を送付し、各種サービスの手続きをする。					
経過	・昭和42年 4月 東京都は「愛の手帳」の交付を開始した。 ・昭和48年10月 国は「療育手帳」の交付を開始した。					
必要性	東京都「愛の手帳」交付要綱及び療育手帳制度要綱に基づく事務					
実施方法	（ ● 直営 ○ 一部委託 ○ 全部委託 ） （ 直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ）					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	予算額							
	決算額（19年度は見込み）							
	人件費					2,155	4,270	
	【事務分担量】（％）					25	50	
	合計（ + ）	0	0	0	0	2,155	4,270	0
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	0	0	0	2,155	4,270	0
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	交付件数	68	62	51	70	77	84	37
	年度末手帳所持者数	702	741	759	786	817	812	857
								(19.6.1)

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
		交付件数	70	77	26	37		平成19年度は6月1日現在
		手帳所持者数	788	817	824	857	—	平成19年度は6月1日現在

（問題点・課題）	・「愛の手帳」取得のための予約が取れにくく、東京都と検討中である。 ・重複障がいの傾向が多くなり、日常生活の支援が重要となっている。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する

議会議決（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	精神障害者保健福祉手帳の交付		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林清美
			担当者名	山根昭平	内線	2684
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	精神障害者保健福祉手帳の交付					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	○ 昭和 ● 平成 7 年度		根拠	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第4		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	5条		
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]				
目的	一定の精神障がい者の状態にあること証することにより手帳の交付を受けた者に対し、各方面の協力を得て各種の支援策を講じ、もって精神障がい者の社会復帰の促進及び自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。					
対象者等	精神疾患を有する者のうち、精神障がい（知的障がいを除く）のため、長期にわたり日常生活又は社会復帰に制約がある者。 区内の推定障がい者数は 3,064人。自立支援医療制度申請者数は 2,496人。現在の手帳所持者数は 824人（うち、1級146人、2級442人、3級236人）。					
内容	主な優遇措置・・・所得税・住民税・相続税・自動車税・個人事業税等の減額及び免除、都営交通の無料乗車証、都・区立施設の利用料減免、携帯電話料金の割引、生保受給者への加算措置 1 申請受付及び交付（経由事務） 申請書及び変更届の受理及び書類審査、処理簿記載。 都への送付。都は審査後、手帳を区へ送付。 区は処理簿記載・点検後、手帳を申請者へ渡す。 2 申請から交付まで2～3ヶ月を要する。 3 承認期間は2年で、更新可。					
経過	平成7年10月 保健所で精神障害者保健福祉手帳交付事業開始 平成12年4月 保健所より障害者福祉課に事務移管 平成18年10月 申請書類に顔写真の提出が義務付けられる					
必要性	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく事務である。					
実施方法	（ ● 直営 ○ 一部委託 ○ 全部委託 ） （ 直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員 ） 経由事務のため、予算措置なし。					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算額								
決算額（19年度は見込み）								
人件費						1,815	4,183	
【事務分担量】（％）						50%	135%	
合計（＋）		0	0	0	0	1,815	4,183	0
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		0	0	0	0	1,815	4,183	0
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	手帳交付数					365	347	
	手帳所持者数 4月1日現在					716	824	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
		交付者数	545	365	347	400	-	精神保健福祉手帳の交付者数
		所持者数（4月1日現在）	668	716	824	800	-	精神保健福祉手帳の所持者数
		-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	精神障害者保健福祉手帳でのサービスは、他の障がい者の施策と比較すると依然不十分である。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	他障がいのサービス内容にそえる。	不公平感を取り除きノーマライゼーションに寄与

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する

議会（要旨）質問状況	
------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名		自立支援医療(精神通院)制度等		部課名	障害者福祉課	課長名	小林清美
				担当者名	山根昭平	内線	2 6 8 4
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(19年度)			自立支援医療制度(精神通院)等				
事務事業の種類			○ 新規事業 (○ 19年度 ○ 18年度)		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度			● 昭和 ○ 平成 40 年度		根拠	自立支援法 5 2 条, 5 3 条	
終期設定			○ 有 ● 無 年度		法令等		
実施基準			● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系		分野	生涯健康都市[]				
		政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
		施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]				
目的		自立支援医療制度(精神通院)は、精神障がい者等の心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療について、所得に応じた費用を保険者と公費で負担する。 (区国保医療費助成、都医療費助成) 小児精神医療は、小児精神障がい者の入院医療に要する費用を軽減することにより、児童精神保健の向上及び児童福祉の増進に寄与する。					
対象者等		1 自立支援医療：精神疾患を理由として通院している者で東京都が認めた者 2 小児精神：精神病室での入院治療を必要とする18歳未満の者 (食事療養費のみ自己負担、承認期間1年)					
内容		自立支援医療：承認されると、個人負担は1割となる。承認期間は1年間。所得に応じて5段階の自己負担上限額の設定。住民税非課税者は、区国保医療費助成か都医療費助成の適用で個人負担はなし。 1 申請から承認の流れ 申請書を受理し、書類審査・処理簿記載の上東京都へ送付。 国民健康保険加入者の低所得1及び低所得2の者は、国保受給者証申請の手続き。 東京都から返送された認定結果と受給者証を申請書と照合、処理簿記載、申請者へ送付。 障害者福祉課から認定結果を国保年金課へ連絡、国保年金課は医療給付金受給者証(低所得者用)を作成。 2 申請者は、申請書に記載した医療機関、薬局等に通う。 3 申請日から受給者証が申請者本人へ届くまでに、2～3ヶ月を要する。					
経過		12年4月 通院医療費公費負担制度(精神保健福祉法第32条)が保健所から障害者福祉課に事務移管。2年に1度の更新。ランク付けなし。交付される患者票は医療機関・薬局で保管。 12年9月 国に準じ5%の自己負担を導入(生保・国保を除く) 15年4月 国民健康保険加入者についても自己負担を導入。同年小児精神の承認期間が6ヶ月から1年に変更 18年4月 通院医療費公費負担制度が自立支援医療制度に移行。					
必要性		精神障がい者は継続的通院が必要である一方、就労継続が困難なことが多く、収入の確保が難しい。そのため、経済的負担の軽減により医療の確保が必要である。					
実施方法		(● 直営 ○ 一部委託 ○ 全部委託) (直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員) 経由事務のため、予算措置無し。通院医療費助成及び小児精神について東京都からの受理事務交付金あり。 17年度都交付金 1件231円×174件=40,194円					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額								
決算額(19年度は見込み)								
人件費					1,901	4,183		
【事務分担量】(%)					51%	135%		
合計(+)	0	0	0	0	1,901	4,183	0	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	0	0	0	0	1,901	4,183	0	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	自立支援医療(精神通院)受理					1,672	2,496	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	

（問題点・課題 指標分析）	1 自立支援医療の施行により自己負担が10%となったため、患者の負担が増えた。 2 有効期間が2年から1年となり、医療機関等変更届を含めて手続きが頻繁となり、患者の精神的負担が大きくなるとともに、患者や関係機関からの問い合わせ等が増えた。 3 精神保健福祉法32条の時に医療機関経由の申請であった者（約半数）が、代行不可・すべて個人申請となったため、窓口が煩雑となった。							
	（実施 22 区 未実施 区）							

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	申請にかかる費用負担（診断書料・税証明発行手数料）の軽減のため、税証明添付については、他の方法で証明できる方法を検討。	申請者の経済負担の緩和。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する

議会 （要旨） 質問 状況	
------------------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	難病医療費助成事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林清美
		担当者名	増田志鶴代	内線	2684
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	● 昭和 ○ 平成 47 年度	根拠	東京都難病患者等に係る医療費の助成に関する規則		
終期設定	○ 有 ● 無 年度	法令等			
実施基準	● 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	難病は原因不明で治療方法が確立していない慢性疾患であり、長期の療養を要するため、患者及び家族に多額の医療費負担がかかる。この経済的負担を軽減することにより医療を確保するとともに、治療研究を進めることを目的とする。				
対象者等	区内居住者で、東京都から指定難病患者として認定された者。 平成19年6月末日現在認定者数1509名（65歳以上676名）				
内容	国指定：46疾病、都指定：28疾病 合計：74疾病 〔助成内容〕 難病治療にかかる医療保険又は介護保険の給付を受ける場合に、医療保険（介護保険）の自己負担のうち、生計中心者の所得税額に応じた負担限度額を差し引いた金額を助成する。 負担限度額... A（所得税非課税）～ G（所得税額140,001円以上）7段階 重症者の場合、負担軽減あり 〔申請手続き〕 1 申請受付 申請書類等を受理し、東京都へ進達する。 区が受理してから約2ヶ月後に、都から患者本人へ直接、医療券が送付される。 毎年更新手続き（9月1日一斉更新）をする。 2 申請者は、医療券を医療機関に提示して受診する。 3 関連事業：在宅難病患者医療機器貸与事業、在宅難病患者緊急一時入院事業				
経過	昭和47年10月 国指定12疾病、都指定2疾病で事業開始する。 平成10年 5月 自己負担を導入。 平成12年 9月 人工透析患者の食事療養費負担の助成廃止。文書料の助成廃止。 平成14年 9月 慢性肝炎・肝硬変・ヘパトームを指定から除く。但し平成17年9月までは経過措置として住民税非課税世帯について助成を継続する。（632人） 平成14年10月 ウイルス肝炎入院医療費助成を新設。 平成15年10月 自己負担を定額から所得階層別の負担額設定に変更。19疾病について軽快者を設定する。 平成17年 9月 慢性肝炎・肝硬変・ヘパトーム経過措置終了。 平成17年10月 1疾病追加、軽快者対象疾病5疾病追加。 平成19年 9月 ウイルス肝炎入院医療費助成が終了（経過措置は22年9月30日まで）。 平成19年10月 C型肝炎のインターフェロン治療への助成開始。				
必要性	難病に係る医療費は高額になるため、その一部を助成し経済的負担を軽減、医療を確保する必要がある。				
実施方法	（● 直営 ○ 一部委託 ○ 全部委託） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 経由事務のため、予算措置無し。難病医療費助成について東京都から受理事務手数料あり。 平成18年度都交付金 1件231円×1,664件＝384,384円				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算額								
決算額（19年度は見込み）								
人件費						7,757	7,757	
【事務分担量】（％）						90	90	
合計（＋）		0	0	0	0	7,757	7,757	0
国（特定財源）								
都（特定財源）					386	299	384	400
その他（特定財源）								
一般財源		0	0	0	-386	7,458	7,373	-400
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	難病認定者数				1,441	1,432	1,491	1,500
	受理件数				1,672	1,615	1,637	1,600

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
		認定者数	1,441	1,432	1,491	1,509	-	平成19年度は6月末日現在
		受理件数	1,627	1,615	1,637	63	-	平成19年度は6月末日現在
		-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	なし
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する

議会議決（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	都営交通無料乗車券の発行事務等		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
			担当者名	原子 明美	内線	2 6 8 7
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）			都営交通無料乗車券の発行事務等			
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業	
開始年度	● 昭和 ○ 平成 39 年度		根拠	身体障害者等に対する電車乗合自動車、地下高速電車無料乗車券発行規則 等		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準	○ 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]				
目的	交通手段の利用料金を無料、あるいは半額にすることにより、障がい者の社会参加を促し生活圏の拡大を図る。					
対象者等	1 都営交通無料乗車券・民営バス運賃割引証：都内の身体障害者及び愛の手帳所持者 2 有料道路通行料金割引： 身体障害者手帳所持者で自ら運転する場合 重度身体障がい者又は知的障がい者が同乗し介護者が運転する場合					
内容	1 都営交通無料乗車券の発行：障害者福祉課窓口で、身体障害者手帳又は愛の手帳を持参。申請手続きをし、乗車券を交付する。（有効期間3年） ・都営地下鉄、都電、都バスの全区間で使用可。 * 1種の者は介護人1人に限り半額。（手帳提示する必要あり） ・精神障害者保健福祉手帳所持者は、各定期券売り場等に手数料1,000円を添えて申請する。（有効期間2年） 2 民営バス運賃割引証交付：身体しょうがい者及びその介護者が民営バスに同乗する場合、割引証を提示し割引を受ける。（身体しょうがい者が単独で乗車する場合は手帳の提示で半額割引を受ける。） 3 有料道路通行料金割引の証明 障害者福祉課窓口で身体障害者手帳又は愛の手帳に車検証、免許証等の必要書類を添えて申請。手帳に証明印を押し、利用時に提示する。 ETC利用者はETCレーンを通行する。全有料道路5割引き。					
経過	・平成12年10月13日から精神保健福祉手帳所持者に乗車券発行。（発行窓口は都営交通の定期券販売所）*有効期間 発行の日から2年間 ・平成15年12月1日より、有料道路通行割引事業の割引券を廃止し、手帳の証明印を提示するだけで通行割引が受けられるようになった。また、ETCカード利用が可能となった。					
必要性	障がい者の社会参加を促し、生活圏の拡大を継続していくために必要である。					
実施方法	(● 直営 ○ 一部委託 ○ 全部委託) (直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員) ・無料乗車券は、3年毎に更新。時期は9月30日。 ・新規対象者は、その都度交付している。 ・平成18年度の対象者から磁気カードに変わったため、顔写真は不要となる。					

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額								
決算額（19年度は見込み）								
人件費					431	854		
【事務分担当】（%）					5	10		
合計（+）	0	0	0	0	431	854	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）						77		
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	431	777	0	
実績の推移	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
事項名								
無料乗車券交付件数	—	—	1,522	1,550	1,313	1,696		
有料道路割引取扱件数	1,447	1,365	830	522	622	478		
13・14年度の有料道路割引								
は冊数（1冊60枚）								

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
		無料乗車券交付数	1,550	1,313	1,696	41	—	19年度は6月1日現在数
		有料道路割引取扱件数	522	622	478	39	—	19年度は6月1日現在数

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施区 未実施区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する

議会議決（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	東京都心身障害者扶養年金制度		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
			担当者名	富樫 まり	内線	2 6 8 3
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（19年度）						
事務事業の種類	○ 新規事業 （ ○ 19年度 ○ 18年度 ）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業	
開始年度	● 昭和 ○ 平成 44 年度		根拠	東京都心身障害者扶養年金条例		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	東京都心身障害者扶養年金条例施行細則		
実施基準	○ 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]				
目的	心身に障がいのある者の保護者が相互に掛金を払い込み、保護者が死亡又は身体及び精神の機能を著しく喪失した状態となった後に障がい者に年金を支給し、もって障がい者の生活の安定と福祉の向上を図るとともに、残された障がい者の将来に対し、保護者の抱く不安の軽減を図る。					
対象者等	知的障がい者・身体障がい者（４級以上）・精神病患者・その他（脳性麻痺、自閉症、進行性筋萎縮症）の保護者であり、加入時に東京都の区域内に住所を有し、６５歳未満であり、東京都規則で定める疾病の状況にないものが加入となる。					
内容	１．身体障害者手帳又は愛の手帳の写し、もしくは精神病等判定書と、加入者・障がい者・年金受取人の住民票を添えて加入申請書を区障害者福祉課に提出、区障害者福祉課は都あて送付する。 加入が決定すると加入証書と掛金納入書が区を通じて送付される。 ・加入者は毎月期日までに、東京都指定金融機関又は都内の郵便局から掛金を払い込む。 掛金は、２０年間収めるとその後は免除となる。 ・加入中に障がい者が亡くなった場合、申請により弔慰金が加入者あて支給される。 ・脱退又は特約条項附加を取り消す場合は、申請により脱退一時金・取消一時金が加入者あて支給。 ２．加入者が死亡又は心身の機能を著しく喪失した状態となった時、申請により毎月定額の年金が受取人の口座に振り込まれる。 [年金額] ３０，０００円／月（特約分は別に１０，０００円／月を付加） [掛 金] 基本分４,８００円～１５,６００円（特約分１,６００円～５,２００円）加入者の加入時の年齢により７段階。 減額要件:生活保護 １/２減額,住民税非課税 １/２減額,夫婦ともに障害者で相互加入 どちらか一方が１/２減額					
経過	昭和４４年 ４月 制度発足 昭和４５年 ９月 制度改正（掛金の引下げ、国制度と同額に。払込期間の短縮、２５年から２０年に。） 昭和５３年１０月 制度改正（掛金の引上げ。年金額の引上げ、２０,０００円から３０,０００円に。） 昭和６２年 ７月 制度改正（加入資格年齢緩和、４５歳未満から６５歳未満に。特約制度導入。） 平成１０年１０月 制度改正（掛金の経過的引上げ。脱退一時金・取消一時金の創設。掛金減額内容の変更等。 平成１８年１０月 扶養年金破綻寸前のため、扶養年金審議会より「制度廃止」の答申 平成１８年１２月 扶養年金廃止決定。 平成１９年２月末 扶養年金廃止（年金受給者は、支払い継続・年金未受給者は、清算にて東京都が対応） 平成１９年 ５月 区として説明会を行った。					
必要性						
実施方法	（ ● 直営 ○ 一部委託 ○ 全部委託 ） （ 直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ）					

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算額								
決算額(19年度は見込み)								
人件費						826	1,281	
【事務分担量】(%)						10	10	
合計(+)		0	0	0	0	826	1,281	0
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源		0	0	0	0	826	1,281	0
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	総加入者数				19,847	-	-	-
	総受給者数				9,946	-	-	-
	区加入者数	304	297	294	288	285	285	276
	区受給者数	154	160	161	166	170	170	167

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
		区加入者数	288	285	285	276	-	
		区受給者数	166	170	170	167	-	

（指標分類）	平成19年2月に東京都心身障害者扶養年金の制度が廃止になり、加入者（未受給）を都が清算金にて支払うこととなった。						
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）						

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	D	都事業廃止により、今後は随時事務処理対応

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	自立支援医療（更生医療）給付事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林清美
			担当者名	八柳卓史	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）		更生医療費助成事業費 (18-64-33-01)				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業	
開始年度	● 昭和 ○ 平成 24 年度		根拠	障害者自立支援法		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準			計画区分	○ 計画	● 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]				
目的	身体障がい者を対象として、障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を給付する。。					
対象者等	身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の者で、東京都心身障害者福祉センターの判定により医療の給付が必要と認められたもの。（一部の障がいについては区が必要と認めた者）					
内容	【主な治療内容】 ・ 心臓機能障害でのペースメーカー埋め込み手術、視覚障がいでの網膜はく離手術 ・ 人工透析 ・ 抗HIV療法 等 【医療費給付内容】 ・ 指定医療機関での保険診療における医療費の自己負担分に対し、各種保険法で定められた高額療養費を限度に給付 ・ 入院の場合の食事療養費 ・ 移送費、施術費、治療材料費等 【医療費の審査及び支払】 ・ 社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に委託 【事務処理】 ・ 利用者は区に対し更生医療の申請を行い、区は東京都心身障害者福祉センターに要否判定依頼（一部障がいは区で判定）を行い、必要と認められる場合は指定医療機関に更生医療券発行及び利用者に決定通知を交付。 ・ 治療後、利用者の加入している社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に診療報酬及び事務手数料支払。					
経過	平成18年 4月 障害者自立支援法第52条（自立支援医療）に移行 医療費1割負担化、食費が食事療法であっても原則実費負担となる。 平成19年 3月 生活保護受給中の人工透析受術者が更生医療に移行（レセプト件数見積もり816件）					
必要性	法に定められている事業であり、障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要である。					
実施方法	（ ● 直営 ● 一部委託 ○ 全部委託 ） （ 直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ） 【決定】 直営 【審査・支払】 社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会委託					

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	予算額	2,915	2,800	7,494	13,746	21,439	22,230	508,064
	決算額（19年度は見込み）	2,713	2,799	7,494	10,021	20,657	19,524	508,064
	人件費					431	854	
	【事務分担量】（％）					5	10	
	合計（＋）	2,713	2,799	7,494	10,021	21,088	20,378	508,064
	国（特定財源）	1,335	1,253	3,438	5,010	10,328	10,191	254,031
	都（特定財源）						2,135	127,015
	その他（特定財源）							
	一般財源	1,378	1,546	4,056	5,011	10,760	8,052	127,018
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	件数 入院	26	22	32	23	25	28	38
	件数 通院	17	40	102	148	199	193	1,089

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	20扶助費	入院分	11,645	入院分	2,134	入院分	8,475
		通院分	9,012	通院分	17,390	通院分	499,589

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	入院件数		23	25	28	38	-	更生医療受給人月（入院分）
	通院件数		148	199	198	1,089	-	更生医療受給人月（通院分）
	-		-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	B	必要に応じ、事業規模の拡大に対応する

議会議決（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	障がい者団体補助		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美															
			担当者名	小幡 順一	内線	2 6 8 1															
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	障害者団体補助（18-72-33-01）																				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業																				
開始年度	● 昭和 ○ 平成 58 年度		根拠	荒川区障害者団体等運営費補助金交付要綱																	
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等																		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画																
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]																			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]																			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]																			
目的	区内に所在する障がい者団体及び障がい者団体連合会に対し、その自主的な活動を積極的に援助・育成するため、予算の範囲内において、その運営費の一部を補助し、障がい者福祉の増進を図る。																				
対象者等	補助金交付団体：8団体 平成18年度実績団体（会員数） 荒川区身体障害者更生会（208名）、荒川区手をつなぐ親の会（152名） 荒川区身障児父母の会（58名）、荒川のぞみの会（60名）、 荒川区聴覚障害者協会（67名）、荒川区視力障害者福祉協会（33名） 荒川腎友会（59名）、荒川区心身障害児者福祉連合会（7団体）																				
内容	【補助金算定基準】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体の会員数（人）</th> <th>補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 0 ～ 5 0</td> <td>6 0 , 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>5 1 ～ 1 0 0</td> <td>1 2 0 , 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>1 0 1 ～ 2 0 0</td> <td>1 5 0 , 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>2 0 1 ～ 3 0 0</td> <td>1 8 0 , 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>3 0 1 ～ 4 0 0</td> <td>2 1 0 , 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>4 0 1 以上</td> <td>2 4 0 , 0 0 0 円</td> </tr> </tbody> </table> 荒川区心身障害児者福祉連合会の補助金額は、当該年度の予算の範囲内で別に定める。 （実績：13～18年度各年度10万円）							団体の会員数（人）	補助金額	3 0 ～ 5 0	6 0 , 0 0 0 円	5 1 ～ 1 0 0	1 2 0 , 0 0 0 円	1 0 1 ～ 2 0 0	1 5 0 , 0 0 0 円	2 0 1 ～ 3 0 0	1 8 0 , 0 0 0 円	3 0 1 ～ 4 0 0	2 1 0 , 0 0 0 円	4 0 1 以上	2 4 0 , 0 0 0 円
団体の会員数（人）	補助金額																				
3 0 ～ 5 0	6 0 , 0 0 0 円																				
5 1 ～ 1 0 0	1 2 0 , 0 0 0 円																				
1 0 1 ～ 2 0 0	1 5 0 , 0 0 0 円																				
2 0 1 ～ 3 0 0	1 8 0 , 0 0 0 円																				
3 0 1 ～ 4 0 0	2 1 0 , 0 0 0 円																				
4 0 1 以上	2 4 0 , 0 0 0 円																				
経過																					
必要性	当事者又は家族等により構成される団体に対しその運営経費の一部を補助することにより、団体の自主的な活動を援助・支援し、障がい者団体の活発的な活動や福祉の増進を図り、必要である。																				
実施方法	（ ● 直営 ○ 一部委託 ○ 全部委託 ） （ 直営の場合 ○ 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員 ）																				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算額		970	970	970	970	970	970	1,070
決算額（19年度は見込み）		970	970	970	970	910	970	970
人件費						2,048	2,032	
【事務分担量】（％）						31	31	
合計（＋）		970	970	970	970	2,958	3,002	970
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		970	970	970	970	2,958	3,002	970
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	団体補助	910	団体補助	970	団体補助	970

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
		補助団体数	8	7	8	8	-	補助基準を満たしている団体数
		-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 17 区 未実施 5 区） 未実施：江東区、中野区、目黒区、葛飾区、練馬区

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する

議会議決（要旨）	11年三定 「補助対象の連合会非加盟団体への拡大化について」
----------	--------------------------------

事務事業分析シート（平成１９年度）

No1

事務事業名	障がい者運動会補助		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美	
			担当者名	小幡 順一	内線	2 6 8 1	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（１９年度）	障害者運動会補助（18-72-66-01）						
事務事業の種類	○ 新規事業（○ １９年度 ○ １８年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度	● 昭和 ○ 平成 56 年度		根拠	荒川区障害者運動会運営費補助金交付要綱			
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等				
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]					
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]					
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]					
目的	障がい者団体等の自主的な活動を支援するため、荒川区心身障害児者福祉連合会主催の「荒川区障害者大運動会」の経費の一部を補助することにより、障がい者福祉の向上に寄与する。						
対象者等	荒川区心身障害児者福祉連合会						
内容	【事業名】 荒川区障害者大運動会 【実施日】 9月最終日曜日 【場 所】 区立第一中学校校庭又は体育館 【参加者】 区内障害者（児）、家族及び関係者 約700名 【主 催】 荒川区心身障害児者福祉連合会 【後 援】 荒川区、荒川区社会福祉協議会 民生委員ほか、多数のボランティアの協力を得て実施						
経過	平成１０年 ４月 補助金額を１０％削減 平成１２年 ４月 必要経費を除く経費を３ヵ年かけ、段階的に削減（１年１０万円削減） 平成１３年 ４月 １０万円削減 平成１４年 ４月 障がい者団体等の要望により補助金の削減を凍結						
必要性	障がい者団体の自主的な活動であり、区としてもその活動を後援している。また、障がい者だけでなく家族の交流の場ともなっているため、必要である。						
実施方法	（ ● 直営 ○ 一部委託 ○ 全部委託 ） （ 直営の場合 ○ 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員 ）						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算額		620	520	520	520	520	520	520
決算額（19年度は見込み）		620	520	520	520	520	520	520
人件費						86	205	
【事務分担当】（％）						1	6	
合計（＋）		620	520	520	520	606	725	520
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		620	520	520	520	606	725	520
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	参加人数	650	650	650	650	600	700	700

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	運動会補助	520	運動会補助	520	運動会補助	520

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
		参加人数	650	600	700	700	-	-
		-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 2 区 未実施 区） 実施：渋谷区、足立区

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する

議会議決（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成１９年度）

No1

事務事業名	福祉事業事務費 (身体・知的障害相談員)	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	富樫 まり	内線	2 6 8 3
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード(19年度)	福祉事業事務費(身体・知的障害相談員事業) 18-80-25-01				
事務事業の種類	○ 新規事業 (○ 19年度 ○ 18年度) ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	● 昭和 ○ 平成 43 年度	根拠	身体障害者相談員設置要綱(区)		
終期設定	○ 有 ● 無 年度	法令等	知的障害者相談員設置要綱(区)		
実施基準	● 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	相談員が身体障がい者(児)および知的障がい者(児)に対し、各種相談、日常生活の援助、施設への入所措置等、社会的自立のための各種援護を行う。また、身体障害者相談員、知的障害者相談員、障がい者団体との連絡、意見交換を行うことにより、各種事業への意見を反映させる。				
対象者等	平成19年度 身体障害者相談員 11名 知的障害者相談員 6名				
内容	区長が選任した相談員に2年間業務を委託する。(平成18年4月選任) 相談員は自宅相談及び出張相談を行い、活動記録簿に活動状況を記録し、毎年4月10日までに相談員活動報告書により区に報告する。 区は毎年4月20日までに の報告書を取りまとめる。 ・相談員の報償金は年2回(9月・3月)まとめて支給するものとする。 ・相談内容 手帳・補装具・支援費・家族関係等 相談員の研修は、年2回(5月・3月)に区でおこなう(内容:障がい者の福祉制度の変更等の周知など)。 相談員の方の周知については、障害者の福祉とホームページに掲載している。				
経過					
必要性	障がい者の持つ要望や悩み等に、より適切に対応するには行政だけではなく、障がい者当事者や家族が行う相談が必要である。				
実施方法	(○ 直営 ○ 一部委託 ● 全部委託) (直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員)				
	相談員の報償費(3,170円/月・人)及び、消耗品費については都の交付金を受け、支払う。				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	予算額	721	704	711	711	711	713	714
	決算額(19年度は見込み)	672	676	698	679	685	672	714
	人件費					3,448	854	
	【事務分担量】(%)					40	10	
	合計(+)	672	676	698	679	4,133	1,526	714
	国(特定財源)							
	都(特定財源)	672	676	698	672	672	672	698
	その他(特定財源)							
	一般財源	0	0	0	7	3,461	854	16
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	身障相談員数	11	11	11	11	11	11	11
	相談件数他				646	395	404	
	知的相談員数	6	6	5	6	6	6	6
	相談件数他				300	177	313	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	相談員活動費	653	相談員活動費	678	相談員活動費	681
	一般需要費	相談員研修会用消耗	26	相談員研修会用消耗	33	相談員研修用消耗品	33

指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
		身障相談件数	646	394	404	500	-	
	知的相談件数	300	177	313	250	-		

（問題点・課題）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成１９年度）

No1

事務事業名	福祉事業事務費（相談支援非常勤職員）		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
			担当者名	富樫 まり	内線	2 6 8 3
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	福祉事業事務費（相談支援非常勤職員）18-80-25-01					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	○ 昭和 ● 平成 9 年度		根拠			
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	荒川区障害者福祉課非常勤職員設置要綱		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]				
目的	荒川区の障がい者福祉の向上を図るため、非常勤職員として障害福祉専門推進員を配置する。					
対象者等	障害福祉専門推進員 3名					
内容	障害者福祉課長の指揮監督の下に、障害者福祉課において次の業務を行う。 1 障害福祉専門推進員 （１）障害者自立支援制度等に関する事務。 （２）障害者福祉の所管事業に関する事務。 （３）その他任命権者が必要と認めるもの。					
経過	平成 9 年 4 月 事業開始 平成 1 7 年 4 月 精神保健福祉相談員配					
必要性	職務遂行に適する豊富な知識・経験を有している非常勤を配置することで、より質の高いサービスを提供することができる					
実施方法	（ ● 直営 ○ 一部委託 ○ 全部委託 ） （ 直営の場合 ○ 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員 ）					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	予算額			5,407	2,709	5,470	5,562	7,669
	決算額（19年度は見込み）			5,407	2,709	5,470	4,437	7,669
	人件費					0	854	
	【事務分担量】（％）					0	10	
	合計（＋）	0	0	5,407	2,709	5,470	5,291	7,669
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	0	5,407	2,709	5,470	5,291	7,669
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	障害福祉専門推進員	1	1	2	1	1	2	3
	精神保健福祉相談員					1	1	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	01報酬	障害福祉専門推進員	2,605	障害福祉専門推進員	2,148	障害福祉専門推進員	5,117
		精神保健福祉相談員	2,332	精神保健福祉相談員	2,289	障害者就労支援嘱託員	2,552
	04共済費	社会保険料	534	社会保険料	497	社会保険料	902

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
		-	-	-	-	-	
		-	-	-	-	-	
		-	-	-	-	-	

（問題点・課題分析）	専門職配置のため、適正の高い人材の人材確保及び継続雇用が困難になりがちである。
他区の実況	）

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	C	現状の規模で実施する

況議 （要 会 質 問 状	
------------------------------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	障害程度区分認定事務		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林清美
			担当者名	中嶋幸洋	内線	2689
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）		障害程度区分認定事務費 (18-80-37-01)				
事務事業の種類	● 新規事業（○ 19年度 ● 18年度）		○ 建設事業		○ それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成 18 年度		根拠	障害者自立支援法第4,15,20,21,24条、荒川区障害者介護給付費等の支給に関する審査会条例		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]				
目的	障害者自立支援法に定める障害福祉サービス提供の根拠となる、障害程度区分認定のための調査及び審査会開催を目的とする。					
対象者等	介護給付費および訓練等給付費の支給申請者および支給決定の変更の申請者のうち、18歳以上の者					
内容	【障害程度区分認定に至る流れ】					
	相談・申込み ⇒ 利用申請 ⇒ 心身の状況に関する106項目の認定調査 ⇒ 一次判定 障害程度区分の ⇒ （審査会） 一次判定 ⇒ 区分の認定 障害程度 ⇒ 介護給付 ⇒ 訓練等給付 介護の支援を受ける場合は介護給付、訓練等の支援を受ける場合は訓練等給付に位置付けられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なる。 障害程度区分.....介護給付の必要度を表す6段階の区分（区分1～6：区分6の方が必要度が高い） 【審査会開催回数】 3合議体、月2～3回開催 開催回数 ... 25回（予定） 【審査会委員構成】 医師会医師6名、首都大学東京教授等3名、社会福祉士1名、社会福祉協議会職員2名 福祉施設職員2名、当事者1名、保健師1名					
経過	平成18年4月 法施行 平成18年5月 認定調査開始 平成18年6月 審査会開始					
必要性	支給決定の仕組みを透明化、明確化するために認定調査や審査が必要である。					
実施方法	(● 直営 ○ 一部委託 ○ 全部委託) (直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員)					

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額						29,070	15,873	
決算額（19年度は見込み）						21,890	15,873	
人件費						7,888		
【事務分担量】（%）						150		
合計（+）	0	0	0	0	0	29,778	15,873	
国（特定財源）						4,271	6,827	
都（特定財源）						0	0	
その他（特定財源）						0	0	
一般財源	0	0	0	0	0	25,507	9,046	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	審査会開催回数						37	36

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬			認定審査会委員報酬	14,815	認定審査会委員報酬	10,965
	時間外勤務手当			認定審査会開催に伴う時間外勤務手当	946	認定審査会開催に伴う時間外勤務手当	0
	共済費			社会保険料(非常勤)	1,375	社会保険料(非常勤)	875
	一般賃金			認定事務一般賃金	2,612	認定事務一般賃金	0
	報償費			認定審査会委員新任研修	90	認定審査会委員新任研修	300
	職員旅費			職員旅費	149	職員旅費	0
	特別旅費			調査非常勤旅費	170	調査非常勤旅費	790
	食糧費			食糧費	0	食糧費	4
	一般需用費			消耗品費	195	消耗品費	298
	役務費			主治医意見書作成手数料	1,538	主治医意見書作成手数料	2,641

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値(22年度)	
	申請件数	-	-	289	154	-	介護給付および訓練等給付
	障害程度区分認定件数			250	150		介護給付のみ

（問題点・課題）	・ 障害程度区分の認定期間は原則3年間であるため、3年周期で認定件数の多い年度が到来する（平成21年度予測件数400件）。 ・ 施設の自立支援法への移行は平成22年度までに行うこととされているが、各施設の移行がまとめて発生する恐れがある。 ・ これらに備え、的確な認定調査および二次判定を行える体制を確保し続けることが課題である。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	同一の認定調査員の雇用を継続する。	認定調査業務に習熟した職員が確保できる。
	審査会については継続して3部会により構成する。	申請件数の急増にも対応できる体制が確保できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	障害者自立支援法必須事業である

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	聴覚障がい者相談事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美	
			担当者名	小幡 順一	内線	2681	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	聴覚障害者相談事業費（18-80-50-01）						
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度	● 昭和 ○ 平成 54 年度		根拠	荒川区聴覚障害者相談事業実施要綱			
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等				
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]					
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]					
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]					
目的	障害者福祉課に手話通訳者を配置して相談日を設け、聴覚障がい者のための区役所内での各種相談を容易にする。						
対象者等	聴覚障がい者 【相談件数実績】平成18年度48件						
内容	【相談日】 毎月第2、第4火曜日の午後1時～午後4時（H18.6～） 【手話通訳者】 1名（報償費1回の派遣あたり@1,500×3時間）						
経過	昭和56年 4月 相談日増 月1回→月2回 平成10年 4月 用語改定 手話通訳者の資格（国が実施する手話通訳認定者） 手話通訳者の委嘱（任期1年） 手話通訳者に対する謝礼（1回半日6,000円） 平成13年 4月 手話通訳者時間変更（午前9:00～12:00、派遣あたり@1,500×3時間） 平成15年 4月 手話通訳者時間変更（午後1:00～4:00、派遣あたり@1,500×3時間） （区報掲載） 平成18年 6月 手話通訳者曜日変更第2・4火曜日						
必要性	手話は聴覚障がい者の有効なコミュニケーション手段であり、当事業においては障害者福祉課における手続き等相談だけではなく、他課の相談も行っており、必要である。						
実施方法	（ ● 直営 ○ 一部委託 ○ 全部委託 ） （ 直営の場合 ○ 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員 ）						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	予算額	108	108	108	108	108	108	108
	決算額（19年度は見込み）	108	108	108	99	108	108	108
	人件費					324	205	
	【事務分担量】（％）					11	6	
	合計（ + ）	108	108	108	99	432	313	108
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	108	108	108	99	432	313	108
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	相談件数	53	21	56	29	34	48	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	手話通訳者謝礼	108	手話通訳者謝礼	108	手話通訳者謝礼	108

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
		相談件数	29	34	48	17	60	1日あたり平均2.5件相談目標 平成19年度は6月末日現在
		-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	なし
他区の状況	（実施 11 区 未実施 11 区） 実施：中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、目黒区、大田区、豊島区、北区、江戸川区

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	なし	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する

議会議決（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	障がい者雇用促進事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	吉田 まゆみ	内線	2681
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	障害者雇用促進事業(18-80-75-01)				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	○ 昭和 ● 平成 5 年度		根拠	荒川区障害者雇用優良事業感謝要綱	
終期設定	● 有 ○ 無 18 年度		法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	障がい者の雇用に深い理解と顕著な実績を有する事業所および障がい者の作業所の安定的運営に理解ある事業所に感謝状を贈呈することにより、その実績を広く周知し、もって区内事業所における障がい者就労の一層の促進を図ることを目的とする。				
対象者等	区内の事業所で障がい者を積極的に雇用し、法定雇用率に達しており、基準日現在、障がい者を2人以上雇用し、かつ1年以上継続していること。 事業所で区内の障がい者の作業所に安定的に仕事を発注し、基準日現在、その期間が3年以上継続していること。				
内容	区内事業所のうち、足立職業安定所、区立心身障害者福祉センター、墨田・王子養護学校、区内の障がい者作業所等より障がい者の就労に理解と顕著な実績のある事業所の推薦を受け、区職員が、調査を行う。調査の結果を選考委員会に報告し、感謝状贈呈事業所(障がい者を雇用している事業所)を選考する。 16年度実績 実施日 平成16年12月16日 記念品 陶時計(7,000円) 贈呈事業所 (株)協和リネンサプライ 佐藤商店 社会福祉法人 上智社会事業団 17年度実績 実施日 平成17年11月1日 記念品 陶時計(7,000円) 贈呈事業所 東京七福交通(株) (株)市江運輸 (株)ワンナップ 18年度実績 実施日 平成18年11月1日 記念品 陶時計(7,000円) 贈呈事業所 (株)長谷川プレス オプトレックス(株) 幸裕自動車(株)				
経過	平成 5年 4月 事業開始(区内の事業所で障がい者を雇用している事業所) 平成12年 4月 対象事業所拡大(障がい者作業所等に継続的に仕事を発注している事業所も対象とする。) 平成15年10月 対象事業所拡大(作業所等への仕事発注先事業所の区内要件を撤廃)、要綱改正 平成15年11月 産業振興観光課主催の産業功労者表彰と一緒に開催する。(サンパール荒川) 平成19年 4月 事業廃止				
必要性	受賞を辞退する事業者も多く、事業者の選定が難であるため事業を廃止する。				
実施方法	(● 直営 ○ 一部委託 ○ 全部委託) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	予算額	32	34	56	53	38	38	0
	決算額（19年度は見込み）	29	24	24	43	38	37	0
	人件費					854	854	
	【事務分担量】（％）					10	10	
	合計（　＋　）	29	24	24	43	892	891	0
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
一般財源	29	24	24	43	892	891	0	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	表彰対象事業所数	3	3	2	3	3	3	0

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		11一般需 記念品	27	記念品	27		0
	12役務費	感謝状筆耕	9	感謝状筆耕	10		0

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
		対象事業者数	7	7	8	0	0	

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 4 区 未実施 区） 江東区・足立区・葛飾区・江戸川区

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
D	D	平成18年度事業廃止 受賞を辞退する事業者も多く、事業者の選定が困難であり、本事業によって障害者雇用が促進される影響がないため、事業を廃止する。

議会議決（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名		精神保健福祉事業費		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林清美
				担当者名	山根昭平	内線	2 6 8 4
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）		精神保健福祉事業費（18 - 92 - 92 - 01）					
事務事業の種類		○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業	
開始年度		● 昭和 ○ 平成 41 年度		根拠	精神保健福祉法、地域保健法		
終期設定		○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準		● 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価事業体系		分野	生涯健康都市[]				
		政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
		施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]				
目的	地域精神保健福祉活動の中心として、関係諸機関・施設との連絡調整のもとに、精神障がい者の早期治療の促進及び社会適応・復帰を援助するため相談・訪問等を積極的に行う。また、精神保健福祉に対する区民の意識を高める。						
対象者等	平成18年 区民及び区内精神障がい者（推定数3,064人）その家族、関係者。						
内容	1 予防と健康の保持増進 （1）普及啓発：講演会年3回、精神保健福祉ボランティア講座（委託）、区報を利用した知識の普及 （2）相談：こころの一般健康相談（年48回）、思春期相談（年12回）、統合失調症家族教室 保健師による訪問指導、来所相談、電話相談（随時） 2 医療及び保護 （1）医療費助成：自立支援医療、小児精神障がい者入院医療費助成 （2）保護：警察官通報（精神保健福祉法第24条）、区長同意、移送 3 社会復帰と自立と社会参加の促進 デイケア（委託）、社会適応訓練、精神障がい者福祉手帳交付、精神障がい者小規模通所授産施設等支援（区内5ヶ所）、精神障がい者グループホーム支援（区内3ヶ所） 4 組織の育成 精神障がい者家族会支援						
経過	（保健所）平成10年度 区長同意事務が旧福祉計画課から移管される 平成11年度 精神保健福祉ボランティア講座開催。家族教室を開始。 平成12年度 精神専門医相談の一部（24回）を高齢者保健福祉課に移管。手帳交付事業と通院医療補助事業を障害者福祉課へ移管 平成14年度 区内の精神障がい者施設に呼びかけてスポーツ交流会開催 平成15年1月 精神障害者地域生活支援センター（アゼリア）を開設。 平成16年度 東京都薬物乱用防止推進荒川地区協議会事務局となる。 平成17年度 精神保健福祉ボランティア講座を生活支援センターへ委託。 精神保健福祉相談の一部を組替え思春期相談を開設。 （障害者福祉課）平成18年度 組織改正により保健所で行っていた当事業は障害者福祉課で実施することとなった。デイケア事業を地域生活支援センターに委託。						
必要性	精神疾患の早期治療、並びに精神障がい者の社会復帰及び自立と社会経済活動への参加を図るため、地域住民の精神的健康の保持増進には不可欠である。						
実施方法	（ ● 直営 ○ 一部委託 ○ 全部委託 ） （ 直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ）						

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算額		3,046	3,046	2,655	2,630	2,993	2,622	2,622
決算額（19年度は見込み）		2,764	2,764	2,655	2,630	2,751	2,131	2,622
人件費						4,396	3,843	
【事務分担量】（％）						51	45	
合計（+）		2,764	2,764	2,655	2,630	7,147	5,974	2,622
国（特定財源）		837	863	843	0	0	0	0
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		1,927	1,901	1,812	2,630	7,147	5,974	2,622
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	区長同意・解除（人）	24	30	15	23	34	45	45
	警察官24条通報（件）	32	32	37	42	40	31	40
	相談者数（精神科医相談のみ）				144	122	98	140

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般賃金	精神科医師雇上げ	2,498	精神科医師雇上げ	1,863	精神科医師雇上げ	2,349
	報償費	講演会講師謝礼	72	講演会講師謝礼	72	講演会講師謝礼	72
	一般需用費	用品請求・印刷物購入	46	用品請求・印刷物購入	50	用品請求・印刷物購入	52
	役務費	保険料	8	保険料	8	保険料	8
	使用料	スポーツ交流会会場	7	スポーツ交流会会場	18	スポーツ交流会会場	21
	負担金補助	家族会補助	120	家族会補助	120	家族会補助	120

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	精神科医師相談者数（のべ）	251	221	121	29	180	-
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題 指標分析）	通院には至らない、通院を続けられない患者やその家族へのサポート。近隣住民・民生委員・保護課ワーカーらが抱える、医療機関にはつながっていないケースに対し、医師による判断・指示。訪問も含めた積極的介入。						
	（実施 22 区 未実施 区）						

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	各分野の専門的な相談医師の確保	複雑多岐化するケースに対応できる

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	社会的入院者の退院に向けて重要な事業である

況議 （要 旨）	問 質 問 状
----------------	------------------

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名		精神保健福祉ネットワーク事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林清美
				担当者名	山根昭平	内線	2 6 8 4
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）			精神保健福祉連絡協議会（18-92-94-01）				
事務事業の種類		○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度）			○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度		○ 昭和 ● 平成 5 年度		根拠	荒川区精神保健福祉連絡協議会設置要綱		
終期設定		○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準		○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価事業体系		分野	生涯健康都市[]				
		政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
		施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]				
目的		1 精神保健福祉活動を行う機関・団体で構成する精神保健福祉連絡協議会を設置し、地域における精神保健福祉のネットワークの充実と荒川区の地域精神保健福祉施策の推進を図る。 2 実務担当者レベルのネットワークとして、精神ネットワーク会議を定期的に開く。					
対象者等		(1)協議会は、福祉部長・健康部長・保健所長・地域の精神科医師・精神保健福祉センター所長・学識経験者・区内施設関係者・民生委員・荒川区精神障害者家族会及び当事者・地域生活支援センター（アゼリア）所長・商店会町会連合会の会長で構成。オブザーバーとして警察署。 (2)精神ネットワーク会議は関係機関の実務担当者を中心に構成する。					
内容		(1)精神保健福祉連絡協議会における協議事項 精神保健福祉活動の推進に関すること 関係機関、関係団体の協力体制の整備に関すること 精神保健福祉の正しい知識の普及・啓発に関すること 自助団体、協力団体等の育成に関すること その他、協議会会長が必要と認める事項 (2)精神ネットワーク会議は、ケース検討等を通じた関係機関の学習・交流・連携の場と位置づける。					
経過		平成17年度 ・ 構成員の見直しに伴う要綱・要領を改正(支援センターアゼリアの代表を委員に加える等)。 ・ 薬物・酒害相談関係機関連絡会および精神保健福祉関係機関連絡会を一本化した上、荒川区精神保健福祉連絡協議会の実務担当者レベルのネットワーク会議として位置付ける。					
必要性		・ 年々相談事例は、解決困難な事例が多くなり、対応が難しくなっている。関係機関のネットワークを密にし、精度の高いケアを行う。					
実施方法		(● 直営 ○ 一部委託 ○ 全部委託) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員) (1) 委員任期 平成17年4月～平成20年3月 年間1回の実施 (2) ネットワーク会議は年4回 委員謝礼は廃止。それによって、参加者の幅が広がり、行政にも「遠慮」しない議論が進んだ。					

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算額		141	138	68	68	160	173	173
決算額（19年度は見込み）		52	91	34	48	103	123	173
人件費						2,413	2,562	
【事務分担量】（％）						28	30	
合計（＋）		52	91	34	48	2,516	2,685	173
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		52	91	34	48	2,516	2,685	173
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	連絡協議会開催(回)	1	2	1	1	1	1	1
	ネットワーク会議(回)				4	4	4	4
	ネット会議参加者数(人)				122	75	110	100

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	外部委員謝礼	103	外部委員・講師謝礼	123	外部委員・講師謝礼	173

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	ネット会議参加者数（人）	107	75	110	32	120	平成19年度は1回実施
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	近年は、アルコール依存とうつ病、知的障がいと統合失調症を併せ持つケース、DV・家庭内暴力や思春期問題等複雑多岐にわたっており、また、精神障がい者諸施設の通所者や入所者も障がい単一ではないことがあり、様々な分野からのアドバイスや示唆が求められている。区がコーディネーターとなって連携を強めていく必要がある。
他区の実況	（実施 18 区 未実施 4 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	さまざまな問題に対応するネットワーク構成機関のメンバーによる学習会の取り組み。	精神保健福祉に係る機関メンバーの資質の向上により、地域で安心して暮らせる精神障がい者への対応力をつける。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	多様化する事例に対応するため、密な事業とする。

議会議決（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名		薬物・酒害対策事業費		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林清美
				担当者名	山根昭平	内線	2 6 8 4
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）			薬物・酒害対策事業費（18-92-96-01）				
事務事業の種類			○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度			○ 昭和 ● 平成 8 年度		根拠	荒川区基本計画・実施計画、保健医療計画	
終期設定			○ 有 ● 無 年度		法令等		
実施基準			○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系		分野	生涯健康都市[]				
		政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
		施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]				
目的		薬物・酒害相談 薬物・アルコール依存症者及び家庭環境の事情に応じて適切・総合的に対応し、健康回復と社会復帰を促進する。 薬物乱用防止対策 関係機関と連携し、乱用防止体制を総合的に進める					
対象者等		相談対象は薬物,酒など嗜癖問題に悩む区内在住者 区関係部署と更生施設等関連施設、東京都薬物乱用防止指導員や小中学校との連携。					
内容		・ 薬物,酒害相談 精神科医師と民間相談員による専門相談。年間24回 保健師による訪問・面接・自助グループ、医療機関の紹介 ・ 薬物乱用,酒害の予防及び対応に関する区民への講演会 年間1回					
経過		・ 平成8年4月 酒害相談（月2回）個別相談・家族教室(月2回)開始。酒害相談の中で薬物相談も実施。酒害相談関係機関連絡会（年2回）開始。 ・ 平成11年度 東京都の受託事業（3年間）として、薬物相談関係機関連絡協議会(年2回)を設置。 ・ 平成13年2月 区内薬店・薬局 11 個所に「薬物相談窓口」を設置。家族教室廃止。 ・ 平成14年度 薬物酒害相談にアルコール依存リハビリ施設(リブ作業所)と薬物依存リハビリ施設(ダルク)の回復者による民間相談を導入。薬物相談関係機関連絡協議会は薬物相談関係機関連絡会として継承。 ・ 平成15年度 薬物相談関係機関連絡会と酒害相談関係機関連絡会を統合し,薬物酒害関係機関業務連絡会(年2回)を開催。東京都薬物乱用防止推進荒川地区協議会の事務局を担う。 ・ 平成17年度 薬物酒害関係機関業務連絡会と精神保健福祉関係機関業務連絡会を統合し、精神ネットワーク会議とし、荒川区精神保健連絡協議会の実務者レベルの会合と位置づけた。 ・ 平成18年度 薬物乱用予防教育事業（小中学校）は健康推進課に移管。					
必要性		薬物依存症、アルコール依存症の健康回復・社会復帰には、当事者、家族など個人の力では限界があり専門機関との連携によるアプローチが不可欠である。					
実施方法		(● 直営 ○ 一部委託 ○ 全部委託) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ● 臨時職員) 薬物・酒害相談：専門医に民間相談員も加えた相談とし、専門的な医療面からの支援と依存症からの回復モデルを示すことにより見通しを持った支援体制とする。関係機関との実務者レベルでの精神ネットワーク会議を活用し、相談及び支援の精度を高める。 薬物乱用防止対策事業：東京都薬物乱用防止荒川地区協議会や小中学校と連携し、地域に根ざした乱用防止体制を総合的に進める。					

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	予算額	1,146	1,078	1,084	973	839	839	789
	決算額（19年度は見込み）	951	931	873	938	765	835	789
	人件費					4,310	4,270	
	【事務分担量】（％）					50	50	
	合計（＋）	951	931	0	938	5,075	5,105	789
	国（特定財源）							
	都（特定財源）	336						
	その他（特定財源）							
	一般財源	615	931	0	938	5,075	5,105	789
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	相談者延数（医師等専門相談の				72	60	61	60
	薬物相談開催（回）				24	24	24	24
	薬物乱用予防教育				14	13	-	-

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般賃金	医師雇上・民間相談員	679	医師雇上・民間相談員	706	医師雇上・民間相談員	709
	報償費	講演会講師謝礼他	70	講演会講師謝礼他	96	講演会講師謝礼他	46
	一般需用費	図書・その他	16	図書・その他	33	図書・その他	34

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
		相談日数（日）	72	55	70	12	70	-
		-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	薬物酒害相談は、専門医師による継続実施が必要。 民間相談員（回復者）によるアドバイスは、家族、当事者にとって、回復モデルとなり効果的である。							
他区の実況	（実施 17 区 未実施 6 区）							

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	保健師による継続的なフォローアップ。	依存症からの回復の効果的な働きかけができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
A	B	予防教育に果たす効果は大きい

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	精神保健福祉対策事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林清美
		担当者名	片桐孝子	内線	2688
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	精神保健福祉対策費(18-92-99-01)				
事務事業の種類	● 新規事業（● 19年度 ○ 18年度） ○ 建設事業 ○ それ以外の継続事業				
開始年度	○ 昭和 ● 平成 19 年度	根拠	精神保健福祉法第47条		
終期設定	○ 有 ○ 無 年度	法令等			
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	自殺の要因になるうつ病の患者の家族に対し、家族教室を実施し、家族がケアの知識・対応方法を身につけ、うつ病患者の社会復帰を図る。 ひきこもり対策として、思春期ひきこもり家族教室を行うことにより、ひきこもりの長期化防止を図り、自立への方向性を確立する。				
対象者等	主として働き盛りのうつ病患者の家族等 ひきこもり始めた段階からひきこもっている状態の概ね30歳までの人の家族				
内容	うつ病家族教室 ・実施回数 平成19年10月より毎月1回実施（医師2回・専門家4回・保健師全日） ・対象人数 定員 10人程度 ・カリキュラム 「うつ病にの理解」「うつ病の治療」（講師：医師） 「家族の対応のポイント」×4回（講師：専門家） 思春期ひきこもり家族教室 ・実施回数 平成19年10月より毎月1回実施（専門家6日・保健師全日） ・対象人数 定員10人程度 ・カリキュラム 対象者への個別面接（専門家・保健師）×2回 教室「ひきこもりについての理解」（講師：専門家） 「家族の対応のポイント」×4（講師：専門家） 【周知方法】 区報、保健師相談活動、こころの相談等による周知。				
経過	平成19年4月～ 事業準備 平成19年10月 事業開始予定。				
必要性	1 うつ病家族教室 平成14年度厚生労働省の自殺防止対策有識者懇談会の最終報告において、早急に取り組むべき実践的な自殺予防対策としてうつ対策の必要性が指摘。 現在、うつ病の罹患率は15～30人に1人。荒川区の場合、自立支援医療を申請しているうつ病患者は全精神疾患の37%。更に年代別で見ると働き盛りの30～50歳代の患者は、約70%を占める。 平成16年度よりうつ病講演会実施、家族教室の開催を望む声が多い。 2 思春期ひきこもり家族教室 思春期のひきこもりは、明らかな精神疾患があるか、福祉施策の対象とならなければ、地域資源がなく、継続した対応がされにくい。 （H18年度推定：荒川区ひきこもり者300名【義務教育終了後～30歳】） 荒川区のこころの相談を利用した30歳以上のケースのうち、約4分の1が思春期頃からの不登校、ひきこもり、家庭内暴力等の問題があったにもかかわらず、早期の対応に至ってない。				
実施方法	（● 直営 ○ 一部委託 ○ 全部委託） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 講師：医師、専門家 対応：保健師				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	予算額	—	—	—	—	—		412
	決算額（19年度は見込み）	—	—	—	—	—		412
	人件費							
	【事務分担量】（％）							
	合計（ ＋ ）	0	0	0	0	0	0	412
	国（特定財源）							
実績の推移	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	0	0	0	0	0	412
	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	うつ病家族教室参加数	-	-	-	-	-	-	10
	思春期ひきこもり家族教室参加	-	-	-	-	-	-	10

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
						報償費	412

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	家族教室 参加率%	-	-	-	50	70	
	家族会への参加率	-	-	-	0	20	

（問題点・課題）	・うつ病家族教室については、主に働き盛りのうつ病の家族を対象にする。 ・思春期ひきこもり家族教室を実施するに当たり、個別に家族と面接相談を実施。家族教室と平行して個別対応を行い、関係機関との連携や訪問などにより本人の行動変容を促す。 ・家族教室を実施していく中で、必要時、心理職や、就労支援センターなど関係機関の参加協力を得る。
他区の実施状況	（実施 う3・ひ8 区 未実施 う20・ひ15 区） うつ家族教室 3区（大田区 年1回3日制 足立区 1 保健センターで年10回 杉並区月1回） ひきこもり家族教室 8区

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	・うつ家族教室の対象把握は、障害者福祉課への窓口来所者、及び保健師の地区活動から把握する。	・目的にあった対象者を教室に導入できる。
	・家族同士が自主的に学習できるよう、家族教室の参加者を、家族会へつなげる。	・本人の社会参加を目指す。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
-	B	家族教室により、充実を図る

議会議決（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名		障害者就労支援センター運営事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
				担当者名	吉田 まゆみ	内線	2681
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）			就労支援センター運営費 18-95-33-01				
事務事業の種類		○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度）			○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度		○ 昭和 ● 平成 15 年度		根拠	障害者就労支援事業実施要綱		
終期設定		○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準		○ 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準			計画区分	● 計画 ○ 非計画	
行政評価事業体系		分野	生涯健康都市[]				
		政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
		施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]				
目的	身近な地域において就労を希望する者に対して、就労面、生活面の支援を一体的に提供することにより、障がい者の一般就労を促進する。また、就労中の者に対しては、職場定着を支援するとともに、離職時の調整や離職後の支援をすることによって、就労の維持・促進を図る。						
対象者等	身体障害者手帳、愛の手帳、精神保健福祉手帳のいずれかを所持し、以下の要件に該当する満15歳以上の者。 ・一般就労を希望する在宅の障がい者（児）・企業・事業所等に在職している障がい者（児） ・小規模通所授産施設や福祉作業所等の福祉的就労に就いている障がい者（児）						
内容	・支援内容 就労面： 就職相談、就職準備支援、職場開拓、職場実習支援、職業定着支援、離職時の調整及び離職後の支援 生活面： 日常生活の支援、職業生活を続けるための支援、社会生活を築くための支援、将来設計や自己決定の支援 ・H18年度（3月末現在） 登録者数 150人（身体 34人、知的 93人、精神 23人） 就労実績 34人（身体 7人、知的 17人、精神 10人）						
経過	H15年 6月 先進自治体の調査を開始 H15年 7月 区民及び関係機関と就労支援について考える会を開催、事業委託先の選定作業開始 H15年10月 事業委託先を決定、開所準備を開始 H15年11月 1日 荒川区社会福祉協議会に事業を委託、委託先コーディネーターによる事業開始準備実施 H15年12月15日 就労支援事業を開始（荒川区障害者就労支援センター「じょぶあらかわ」業務開始）						
必要性	障がい者の就労支援を専門的に行う事業として必要である。						
実施方法	（○ 直営 ○ 一部委託 ● 全部委託）（直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） ・荒川区社会福祉協議会に委託して実施 <職員配置> 常勤 2 名 非常勤 4 名 ・事務所は、荒川区社会福祉協議会事務局 2 F に設置 名称 「荒川区障害者就労支援センター」、愛称 「じょぶあらかわ」						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	予算額			6,992	15,164	16,597	16,821	17,481
	決算額（19年度は見込み）			6,827	15,164	16,597	16,821	17,481
	人件費					431	1,708	
	【事務分担量】（％）					5	20	
	合計（　＋　）	0	0	6,827	15,164	17,028	18,529	17,481
	国（特定財源）							
	都（特定財源）			3,413	7,582	8,298	7,798	
	その他（特定財源）							
一般財源	0	0	3,414	7,582	8,730	10,731	17,481	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	登録者数			50	105	128	150	170
	新規就職者数			4	35	33	34	40

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	事業費・事務費・管理	15,164	事業費・事務費・管理	16,597	事業費・事務費・管理	17,481

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	登録者数	106	128	150	170	200	
	新規就職者数	35	33	34	40	50	
	就労継続者数	44	53	72	75	80	

（問題点・課題）	現在の「じよぶあらかわ」登録者の中には、すぐに一般就労が可能な者がほとんどいない状況にあり、相談等の前提となる訓練の場の確保が必要である。 養護学校では、卒業後一般就労を勧める傾向にあるが、その一方で職場不適應等により離職する若年障がい者も多く、職場の定着への支援が必要である。
他区の実況	（実施 17 区 未実施 5 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	授産施設・作業所等で働いている障がい者に対し、施設指導員と連携を取り、一般就労に結び付ける就労訓練を強化する。	作業所の工賃から、一般就労の給与により、収入の増、生活の安定が図れる。
	養護学校卒業後における障がい者の状況等を把握するため、養護学校とじよぶ・あらかわの連携を強化する。	就職後における職場定着支援により、継続した就労ができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
A	A	障がい者の就労支援・促進のため重要な事業である

況議会（要質問状）	14年二定「当事者意見の聴取について」
-----------	---------------------

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	障がい者雇用支援事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
			担当者名	吉田 まゆみ	内線	2681
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（19年度）	障害者雇用支援事業費 (18-95-44-01)					
事務事業の種類	● 新規事業（○ 19年度 ● 18年度） ○ 建設事業 ○ それ以外の継続事業					
開始年度	○ 昭和 ● 平成 18 年度		根拠	障害者雇用支援事業実施要綱・補助要綱		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	● 計画 ○ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]				
目的	障がい者の一般就労における民間企業等への雇用を促進するため、他において補助や助成の対象とならない障がい者を雇用する企業が、障がい者雇用において必要な職場整備等の環境整備を行った際に、その費用の一部を補助し、短時間雇用からの障害者雇用の発展を促す。 特例子会社を設置しようとしている企業に対し、障がい者雇用に係る支援（助言・連絡調整、費用負担・専門職員等派遣等）を行い、区内に特例子会社を誘致し、障がい者の雇用促進を図る。					
対象者等	週4時間以上20時間未満で障がい者を雇用している法人等 特例子会社誘致 1事業所想定					
内容	障がい者雇用促進 【補助対象経費】補助率それぞれの1/2 店舗・工場用の賃貸等に要する経費 設備改修・備品購入等に要する経費 社員教育・講習会等に要する経費 指導員の配置・講習会等に要する経費 その他補助することが適当と認められた経費 【補助金額】 新規障がい者雇用一人あたり ... 年額150,000円 既存障がい者雇用一人あたり ... 年額100,000円 特例子会社誘致 【助言・連絡調整】 区内企業から特例子会社設立について相談があった場合、必要な助言や関係機関（ハローワーク・じょぶあらかわ等）の案内や連絡調整を行い、必要に応じ国・都・区における障がい福祉施策の活用について助言する。 【費用負担・専門職員等派遣】 特例子会社を設置しようとしている企業が、障がい者雇用に必要な経費、及び雇用後の障がい者の安定雇用のために必要な経費について負担し、手話等専門的な技能や知識を必要とした場合、専門職員等を派遣する。					
経過	平成18年7月事業開始					
必要性	障がい者雇用に対する施策は障がい者の自立のための収入の確保の手段として必要である。					
実施方法	(● 直営 ○ 一部委託 ○ 全部委託) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員)					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	予算額						3,299	3,100
	決算額（19年度は見込み）						156	3,100
	人件費						854	
	【事務分担量】（％）						10	
	合計（ + ）	0	0	0	0	0	1,010	3,100
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	0	0	0	0	1,010	3,100
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	手話通訳者派遣						2回	2回
	補助対象事業者						1法人	1法人

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	09旅費			調査・視察旅費	0	調査・視察旅費	60
	13委託料			手話通訳者派遣	6	手話通訳者派遣	540
				企業調査	0		
	19負担金			新規雇用者補助	150	新規雇用者補助	1,500
	補助及び交付金			既存雇用者補助	0	既存雇用者補助	1,000

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	補助対象と算定した障がい数	-	-	1人	11人	20人	平成19年度は6月現在の数
	特例子会社数	-	-	-	-	1社	

（問題点・課題）	・特例子会社誘致の具体化
他区の実況	（実施 1 区 未実施 21 区） 杉並区（特例子会社）

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	特例子会社については、企業と連携を取り、計画を具体化する。	障がい者の一般就労を促進する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
A	A	障がい者の就労支援・促進のため重要な事業である。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	障がい者雇用促進検討事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
			担当者名	吉田 まゆみ	内線	2681
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）	障害者雇用促進検討事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☒ 19年度 ☐ 18年度） ☐ 建設事業 ☐ それ以外の継続事業					
開始年度	☐ 昭和 ☒ 平成 19 年度		根拠			
終期設定	☒ 有 ☐ 無 年度		法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]				
目的	区内の障がい者民間作業所及び施設に対し、障がい者就労移行に取り組む施設の運営や障害者自立支援法施設への移行についての検討会及び勉強会を行い、円滑な移行並びに障がい者の就労移行の確立を図る。					
対象者等	荒川区内障がい者作業所 ... 11施設（知的作業所6施設、精神作業所5施設） 荒川区立通所授産施設 ... 荒川区立心身障害者福祉作業所					
内容	【事業概要】 ・参加者 1施設2名、就労支援担当主査、施設補助等担当2名 ・開催回数 月1回程度 ・検討会内容 今後の施設運営について 先進施設見学 障がい者の就労支援の取り組み研究 施設運営者及び幹部の意識改革（障がい者の居場所→訓練場所【通過施設】）					
経過	平成19年4月 事業実施					
必要性	作業所等が障害者自立支援法の新体系に移行する上で、勉強会及び検討会の実施は必要である。					
実施方法	（ ☒ 直営 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託）（直営の場合 ☒ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 臨時職員）					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)						
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算額							93
決算額（19年度は見込み）							93
人件費							
【事務分担当】（％）							
合計（＋）	0	0	0	0	0	0	93
国（特定財源）							
都（特定財源）							
その他（特定財源）							
一般財源	0	0	0	0	0	0	93
実績の推移	事項名						
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	09旅費					先進施設見学	45
	11需用費					食糧費	38
						消耗品	10

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
		新体系移行施設数	-	-	-	-	11	
		-	-	-	-	-	-	
		-	-	-	-	-	-	

（問題点・課題分析）	
他区の状況	（実施区 未実施 22 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
-	A	障害者の就労支援・促進のため重要な事業である

議会議決（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名		障がい者プラン策定事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
				担当者名	吉田 まゆみ	内線	2681
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）			障害者プラン策定事業(18-96-50-01)				
事務事業の種類		○ 新規事業（○ 19年度 ○ 18年度）			○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度		○ 昭和 ● 平成 16 年度		根拠	障害者基本法第7条の2第3号		
終期設定		○ 有 ● 無 年度		法令等	「市町村の障害者計画策定に関する指針について」		
実施基準		○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	● 計画 ○ 非計画	
行政評価事業体系		分野	生涯健康都市[]				
		政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
		施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]				
目的	平成16年度に、荒川区居住の障がい者の生活実態・意識・ニーズなどの基礎データを収集し、平成18年度に障がい者プランを改定する。						
対象者等	身体障害者手帳・愛の手帳・精神保健福祉手帳の所持者及び難病患者 対象者全数 9,140人（身体障害者6,190人 知的障害者808人 難病1,441人）						
内容	1 障がい者プラン作成のために、平成11年度に実施した障がい者の生活実態・意識・ニーズなどの調査を参考にして、調査項目等を決定し、調査用紙を作成する。 2 調査対象の障がい者に、調査用紙を配布し、回収する。（平成17年1月） 3 障がい者プランの改定に向けての調査の集計及び結果をまとめる。 4 平成17年10月に障害者自立支援法が成立し、障害福祉計画を定めることとなった。 5 平成19年3月障がい者プランを策定（平成18年度～平成23年度） 6 平成20年度障害福祉計画策定予定						
経過	平成11年2月5日 荒川区障害者プラン策定委員会運営要綱制定 平成12年3月 平成12年度から平成17年度までの障がい者プランを策定する。 平成12年4月1日 障がい者プラン実施 平成17年1月～ 障がい者プランのための実態調査実施 平成18年7月 障害者プラン策定委員会運営要綱制定 平成19年3月 平成18年度から平成23年度までの障がい者プランを策定する。 平成19年4月 障がい者プラン実施						
必要性	荒川区における障がい者福祉施策の基本となるものであり、策定は必須である。						
実施方法	（○ 直営 ● 一部委託 ○ 全部委託）（直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員）						

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算額					3,393	614	1,377	0
決算額（19年度は見込み）					2,663	0	722	0
人件費						862	5,551	
【事務分担量】（％）						10	65	
合計（＋）		0	0	0	2,663	862	6,273	0
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		0	0	0	2,663	862	6,273	0
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	障害者実態調査対象者数				9140人			

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	08報償費			委員報償費	690		0
	11(1)						
	食料費			賄い購入（お茶）	11		0
	12役務費			パブリックコメント			0
				意見記載はがき	1		
	13委託料			介助員派遣業務委託	20		0

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	平成20年度に障害福祉計画を策定する。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	平成20年度に障害福祉計画を策定する。	障害者自立支援法に基づく障害福祉計画を策定することにより、障がい者の地域への移行を促進し、自立した地域生活を支援する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
A	B	障害福祉計画の第2期策定に取り掛かる

議会議決（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名		相談事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
				担当者名	石垣 恵子	内線	4 1 4
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）			相談事業費（ 1 9 - 2 4 - 1 0 - 0 1 ）				
事務事業の種類			○ 新規事業 （ ○ 19年度 ○ 18年度 ）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度			● 昭和 ○ 平成 48 年度		根拠	身体障害者福祉法第3 1 条2	
終期設定			○ 有 ● 無 年度		法令等	荒川区立心身障害者福祉センター条例	
実施基準			● 法令基準内 ● 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	● 計画 ○ 非計画	
行政評価事業体系		分野	生涯健康都市[]				
		政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
		施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]				
目的		区内在住の障がい児者等の福祉・医療・発達・訓練・教育等に関わる相談に応じ適切な問題解決が図られるように援助するとともに、地域での障がい者の自立と社会参加を支援する。また、障がい者に対する理解について地域の人たちへの啓発活動を行う。					
対象者等		乳幼児から高齢者まで。（年齢制限なし）					
内容		1．相談 一般相談：心身の発達や障がいに関わる健康・療育・訓練・教育等に関わる相談に応じ適切な問題解決が図られるように援助するとともに、地域での障がい者の自立と社会参加を支援する。また障がい者に対する理解について地域の人たちへの啓発活動を行う。 健康相談：相談のうち内容に専門の医師（整形外科、内科、小児神経科、精神科）が医学相談に応じたり、健康管理について指導や助言を行う。（眼科、耳鼻科、歯科は平成12年度で終了） 心理相談：心理的評価を交えながら、適切な助言・指導を行う。 障がい者加算に関する判定：子育て支援部・福祉事務所の依頼により、荒川区保育扶助要綱第24条、児童福祉法第24条に基づいた障がい程度・適合性に関する判定を行い報告する。 2．サークル育成事業 ○脳血管障がいや難病等による中途障がい者の地域での自立生活と社会参加の促進を図るため、サークル活動等を支援し、豊かな生活ができるように援助する。 3．地域啓発事業：施設公開、センターの事業を通して、利用者及び障がい者への理解を深める。また、ボランティア等の受け入れも図っている。					
経過		平成13年2月から、障がい者地域自立生活支援センター事業の施行開始、4月より本格実施。平成19年度から心身障害者福祉センターの一部が指定管理者へ移行した。組織改正に伴い心障センターは障害者福祉課の一係となり訓練部門と管理部門となった。					
必要性		気軽に相談できる窓口が身近にあることは、区民サービスの基本である。またセンター専門スタッフの対応により基本的なサービスが実施できるので、より一層効果的な相談が行える。					
実施方法		(● 直営 ○ 一部委託 ○ 全部委託) (直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員) 1．相談は福祉職の相談担当と看護師で対応する。 2．各サークル等の活動については、各団体の主体性を尊重し、必要な支援をする。					

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	予算額	9,971	9,404	9,373	9,151	9,200	9,331	2,359
	決算額（19年度は見込み）	9,684	8,818	8,878	8,699	8,441	9,233	2,359
	人件費					11,636	11,102	
	【事務分担当】（％）					135	130	
	合計（+）	9,684	8,818	8,878	8,699	20,077	20,335	2,359
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	9,684	8,818	8,878	8,699	20,077	20,335	2,359
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	一般及び医学相談	344	306	304	253	246	236	282
	各サークル活動実施回数	149	147	139	126	120	65	124

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬及び	非常勤報酬	8,213	非常勤報酬	8,987	非常勤報酬	2,039
	需用費	消耗品費等	226	消耗品費等	245	消耗品費等	320
	旅費		1	旅費	1		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	一般相談及び医学相談	253	246	236	282	254	
	各サークル活動回数	126	120	65	124	109	支援サークル数 4

（問題点・課題分析）	・機能訓練の実施が介護保険中心に行われているが、地域での生活を安定して継続するためには定期的なフォローアップが必要である。専門の訓練士を抱える当センターの役割を考える。 ・現在活動中のサークル参加者はの固定化・高齢化により実施回数や参加者数が漸減している。一方、心障センター以外での自主的な活動も増えてきているので、側面からの支援も必要である。 ・障害者自立支援法に基づく、相談事業についての検討が急がれる。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	相談支援係との連携で、区内の中途障がい者の身体的なフォローアップの体系化を図る。	家庭でのリハビリ訓練のチェックを定期的実施することで、再発作の予防意識や健康的な家庭生活の維持を図る。
	必要に応じ新たな形のサークルの立ち上げを図る。	外出の機会を増やすことや、仲間作り等により、地域生活の充実を図ることができる。
	アクロスあらかわや、社会教育での生涯教育などの情報提供を図る。	仲間作りの範囲を広げより、豊かな地域生活の充実を図ることができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
B	B	障害者自立支援法必須事業であり、相談支援事業の充実を図る

況議（要質問状）	
----------	--

事務事業分析シート（平成１９年度）

No1

事務事業名	身体障がい者機能訓練事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
			担当者名	浅野 剛夫	内線	414
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）		機能訓練事業費（ 1 9 - 2 4 - 2 8 - 0 1 ）				
事務事業の種類	○ 新規事業（ ○ 19年度 ○ 18年度 ）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業	
開始年度	● 昭和 ○ 平成 48 年度		根拠	障害者自立支援法第 7 7 条		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準			計画区分	● 計画 ○ 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]				
目的	・地域活動支援センター 型事業 身体に障がい（肢体不自由・聴覚障がい・言語障がい・視覚障がい）を持つ区民に専門的技能を用いた機能回復訓練、社会適応訓練、創作活動等を行い、利用者の日々の生活の充実と社会生活力の向上を図る。 ・グループワーク・リハビリ講習会 心身の機能回復を図るために訓練が必要な区民に対して、グループワーク・音楽療法などを開催し、障がいの軽減や社会参加への支援を行う。					
対象者等	・介護保険認定者を除く、荒川区内に住む 1 8 歳以上の身体障がい者。 ・リハビリ講習会については、荒川区内に住む 4 0 歳以上の身体障がい者。					
内容	○地域活動支援センター 型事業 肢体不自由者、聴覚障がい者、言語障がい者、視覚障がい者向け訓練を半日コースで、定員 5 名で実施。 ・身体訓練 金 午後 1 コース / 週 ・言語訓練 月・水 午後 2 コース / 週 ・視覚訓練 火・木 午前・午後 4 コース / 週 ○グループワーク 月・水・金 ○リハビリ講習会 1 コース 1 0 回 定員各コース 2 0 名 年間 3 コースを実施					
経過	○昭和 4 8 年 6 月 心身障害者福祉センター開所。指導係訓練部門として発足。 ○平成 1 5 年 4 月 機能回復訓練を身体障がい者デイサービス事業として実施。 ○平成 1 8 年 4 月 身体障がい者デイサービスを障害者自立支援法の障がい者デイサービス事業として実施。（利用者負担額を 3 % に軽減） ○平成 1 8 年 10 月 身体障がい者向けリハビリを障害者自立支援法の地域生活支援事業として実施。（利用者負担額をなしとする）					
必要性	介護保険制度の施行以来、身体障がい者向けリハビリの大半が、高齢者向け施設で実施されてるようになった。これらは障がいの特性への配慮を欠いた面があり、必ずしも身体障がい者の真の機能回復や 2 次障がいの予防を実現するものとはなっていない。身体障がい者向け機能訓練事業を実施する中で、身体障がい者向けリハビリの拡充を図る必要がある。					
実施方法	(● 直営 ○ 一部委託 ○ 全部委託) (直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員) ・地域活動支援センター 型事業 機能訓練指導員、生活指導員、看護師で実施 ・グループワーク 講師、機能訓練指導員で実施					

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	予算額	3,113	3,476	3,433	3,265	3,262	3,266	6,283
	決算額（19年度は見込み）	2,281	3,119	2,547	2,885	3,096	3,078	6,283
	人件費					8,188	7,686	
	【事務分担量】（%）					95	90	
	合計（+）	2,281	3,119	2,547	2,885	11,284	10,764	6,283
	国（特定財源）	888	880	910	193	193	193	193
	都（特定財源）	882	880	910	187	195	195	193
	その他（特定財源）			2,485	309	333	161	
	一般財源	511	1,359	-1,758	2,196	10,563	10,215	5,897
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	延べ利用者数	758	933	882	1,099	1,052	1,064	1,064

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬及び共済費	非常勤職員報酬等	2,364	非常勤職員報酬等	2,379	非常勤職員報酬等	2,526
	報償費	機能訓練講師謝礼	540	機能訓練講師謝礼	540	機能訓練講師謝礼	540
	需用費	消耗品費等	181	消耗品費等	156	消耗品費等	209
	旅費		1	旅費	3	旅費	9

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
		訓練延べ件数	1,099	1,052	1,042	1,064	1532	目標値は前3年平均値

（問題点・課題）	身体障がい者向けリハビリを障害者自立支援法の地域生活支援事業として定着させる。 制度改革後の利用者の動向をみながら、今後の事業のあり方を検討する。 中途障がい者の社会生活を促進するには、障がいに対応した移動手段の確保が必要となる。センターへの通所についても移動手段が大きな課題となっている。
他区の実況	（実施 20 区 未実施 2 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	身体障がい者向けリハビリをスムーズに地域生活支援事業に移行させることにより、在宅の身体障がい者の活動の場を確保する。	身体障がい者の地域における活動の場の確保が可能となる。
	ニーズの把握が難しい身体障がい者について、センターの相談窓口・ピアカウンセリング、介護保険課の相談・苦情等とおしてその把握につとめ、施策への反映を検討する。	身体障がい者が安心して地域において活動が続けることが可能となる。
	センターへの移動が困難で、来所できない身体障がい者の対応を検討する。	送迎用の通所タクシーを導入することで、区民ニーズに対応することができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	現状の規模で実施する

議（要旨）	
-------	--